

令和7年度第3回船橋市青少年問題協議会

議事録

令和8年1月28日(水)
午後1時59分～3時15分
市役所10階 中会議室

1 議題

(1) 通学路の取扱いについて

【保健体育課】

(2) スクールガードの人数及びスクールガードリーダーの現状について

【保健体育課】

2 報告

(1) ひきこもり家族教室について

【地域福祉課】

(2) 船橋市児童相談所及びこども家庭センターの設置について

【児童相談所開設準備課】

(3) 船橋市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金について

【市民安全推進課】

(4) 令和8年4月1日から導入される自転車に対する青切符について

【市民安全推進課】

○事務局

定刻前ではございますが、委員の皆様お集まりですので、これから令和7年度第3回船橋市青少年問題協議会を始めさせていただきます。

まず、選挙の影響で開催場所に直前で変更が生じてしまい、急遽のご対応をいただき誠にありがとうございました。

初めに、資料の確認をいたします。

本日配付した資料は、1点目、「席次表」、2点目、「次第」、3点目、ホチキス留めの「令和7年度第3回船橋市青少年問題協議会資料」、4点目、青いパンフレットで「自転車の違反にも青切符が導入！」というタイトルのものになります。以上4点となります。恐れ入りますが、不足資料がございましたら挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

続きまして、本日の委員の出欠状況でございますが、船橋警察署長の叶谷委員、船橋東警察署長の勝又委員、市川児童相談所船橋支所長の島貫委員、船橋市民生児童委員協議会代表の岩瀬委員、船橋市スポーツ協会代表の山崎委員、市立船橋高等学校校長の近藤委員より欠席のご連絡をいただいております。また、船橋警察署長の叶谷委員及び船橋東警察署長の勝又委員は欠席となっておりますが、オブザーバーといたしまして船橋警察署生活安全課長の篠澤幹事、船橋東警察署生活安全課長の奥田幹事にご出席をいただいております。

なお、船橋市青少年問題協議会条例第5条第2項の規定により、委員の半数以上のご出席をいただいておりますことから、会議が成立していることをご報告させていただきます。

また、船橋市情報公開条例第26条の規定により、船橋市の設置する附属機関の会議は原則として公開することとなっております。このことから、傍聴人の受付を行いましたところ、傍聴人はいらっしゃいませんでした。

また、本会議は、議事録を作成し、市のホームページで公表することとなります。そのため、議事録署名人となる委員2名を選出し、署名をいただくこととなります。

それでは、同条例第5条第1項の規定により、丹羽会長に会議の進行をお願いいたします。会長、よろしくお願いいたします。

○議長（丹羽会長）

それでは、ただいまより令和7年度第3回船橋市青少年問題協議会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

本日は皆様お忙しい中、また寒いところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私個人だけかもしれませんが、こういった情報化社会の中でも個人一人一人にわたる情報というのは意外と限られたものなのではないかと思えます。そうした中、こうした問題協議会をおつくりいただいて委員の中でご意見を交わし合うということは、本当に貴重な機会だと思います。選挙の影響で会場等の変更もありました中、事務局の皆様には力を尽くしていただきまして、誠にありがとうございます。また、本日の会議の議題の中に、以前、

問題協議会の中で意見を共有したことが少し反映されたようなこともあるようで、その辺りは個人的にはうれしく思っております。

また、最後の会となりますけれども、本日も有意義な会議となりますよう、どうぞご協力のほうよろしく願いいたします。

それでは、進めさせていただきます。

まず、本日の議事録署名人の指名をさせていただきます。船橋市社会福祉協議会代表の小出委員、また、保護司会代表の戸松委員をお願いいたします。よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。議題（１）「通学路の取扱いについて」です。保健体育課より説明をお願いいたします。

○児童・生徒防犯安全対策室長

児童・生徒防犯安全対策室の山下と申します。どうぞよろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

資料の１ページをご覧ください。議題の（１）「通学路の取扱いについて」をご説明いたします。

通学路は、児童の通学における交通事情などを考慮するとともに、犯罪被害防止の観点も考慮して、可能な限り安全な道路に設定しております。また、法令の交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令において、通学路は、「児童又は幼児が小学校若しくは幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所に通うため一日につきおおむね四十人以上通行する道路の区間」という規定があり、船橋市においてはこの規定を参考に通学路を定めています。

通学路の設定につきましては、年度当初、毎年４月に教育委員会から各小学校へ依頼しております。日常使われている道路の中から、小学校長が通学路を指定し、通学路図を作成して教育委員会へ提出してもらいます。教育委員会では提出された通学路図の内容を確認し、認定をしております。

説明は以上です。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。

ただいま、保健体育課よりご報告をいただきました。委員の皆様からご質問、ご意見等を承りたいと思います。どなたかございませんでしょうか。

そうしましたら、私のほうから１点お伺いしたいのですが、先ほど片道２０人以上というお話がありましたけれども、市内のいろいろな状況によって、それに満たない通学路もかなり多いのではないかと思います。そういった中で、２０人以上の児童が通学のために通行する道路と、若干少ない場合の扱いの差というのでしょうか、そういったものももしあるようでしたら教えていただければと思います。

○児童・生徒防犯安全対策室長

通学路の指定基準に該当せず通学路に認定されなかった道路は、通学経路と呼んで区別しております。通学路と通学経路での取扱いの違いですが、通学路の場合、国の通知で「通学

路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」に基づき、定期的に合同点検を実施しております。この合同点検については、船橋市通学路交通安全プログラムとして基本方針を定め、毎年、市内の各小学校、市立・県立の特別支援学校、私立小学校の計58校を対象とし、年度別に11校から13校ずつ5つのグループに分けて、教育委員会、学校、保護者、警察、道路管理者や地域の方々と通学路を点検し、安全対策を実施しています。

通学路に該当しなかった通学経路につきましては、定期的な点検はしておりませんが、学校や保護者、地域の方から安全対策の要望がありましたら、道路管理者や警察など関係機関と連携し、通学路と同様、安全確保に努めております。

説明は以上です。

○議長（丹羽会長）

丁寧なご説明ありがとうございました。今のご説明も含めて、皆様、ご意見、ご質問等ありませんでしょうか。

早川委員、よろしくをお願いします。

○早川委員

自治会連合協議会の早川といたします。よろしくお願ひいたします。

今ご説明いただきましたけれども、通学路の安全確保の問題で、通学路の定期点検、何年前に立ち会ったことがあるのですが、大体日中に来られているのでしょうか。できれば通学時間帯ないしは下校時間帯に見ていただいたほうがいいかなというのは毎回感じていることです。

それと、特にこれは通学経路のほうに該当するかもしれませんが、地域によって道路の渋滞のために通り抜けの車が通学路も含めて結構走ってきます。皆さん朝急いでおられるのでスピードを出してくる車が非常に多くて、私もずっとスクールガードをしながら見ているのですが、時々ひやっとします。1か所は押しボタン式の横断歩道があるのですが、子供は意外に押しボタンを押さずに両脇を見ながら渡ってしまうことが多いです。そこは非常にスピードを出してくる車が多くて、今、警察のほうには30キロ制限ないしはゾーン30の設定についていろいろご要望させていただいてはいるのですが、そういったところの点検も含めて安全確保のためにご尽力いただければと思います。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。スクールガード等で子供たちを見守っていただいておりますので、その辺り参考に進めていきたいと思ひます。

一点、以前、警察のほうからご指導いただいたのは、大きな通りから小さな通りに入ったときに、心理的にドライバーのほうが安心してしまつて注意が散漫になるということをお聞きしたことがあります。子供たちの通学に限らず、やはり船橋はかなり道路事情が悪いですから、その辺り皆様の中でも周知していただひて、お互い気をつけましようということを進めていければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

では、この点につきましてはよろしいでしょうか。

お願いいたします。

○岩井委員

ありがとうございます。市会議員の岩井友子です。

木下街道が通学路になっておりまして、法典小学校の皆さんたちが、狭い、U字溝の蓋の上しか歩道の場所が確保されていない、しかも車道も狭いので、路側帯もほとんどないような非常に危険なところを歩いているのですが、合同点検をされてもこういうところはずっと変わらないまま危険ですよ。それへの対策というのは何か考えていらっしゃるのかどうか。いきなり道路を広げるというのは無理かもしれませんが、すれ違いの場所をつくるのか、そういう何か子供の安全を守る対策みたいなものがあるのかどうか伺いたいと思います。

○児童・生徒防犯安全対策室長

先生おっしゃるとおり本当に難しい問題で、木下街道のところはなかなか改良もうまくできません。一応、子供たちには、その通行の仕方などは気をつけるように学校のほうから指導もしておりまして、あとはスクールガードの方に見守りなどでも協力していただけるようお願いはしているのですが、物理的に何かをしようとしたときには、あの場所は現状ちょっと厳しいかなと。もし通学路を変更できるのであれば一番いいのかなと思うのですが、現状はなかなか厳しいというのが今のお答えになってしまいます。すみません。

○岩井委員

厳しいのは分かりました。

○議長（丹羽会長）

そういった市内の状況はかなり多い箇所であると思いますので、何かの機会にその辺り改善できればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

ほかにはよろしいでしょうか。お願いします。

○原野委員

PTA 連合会、原野でございます。お世話になります。

私も小学校の PTA 会長時代に通学路の点検に何回か立ち会わせていただきました。その際、行政の方、警察の方もいらっちゃって、地域の方、そして PTA の私たちというふうに 20 名ぐらいで点検したような記憶がございます。

やはり早川委員がおっしゃったように、朝、私もスクールガードをしておりますが、朝の通学路、通り抜けの車が大変多い場所、信号のない交差点で、「止まれ」という表示があるのですけれども、そこに横断歩道をつけてくださらないかと保護者としての要望をしましたが、「止まれ」のほうに優先だというふうに警察の方がおっしゃっていました。それから何年かたっても、やはり「止まれ」を無視して、子供が止まっているにもかかわらず車がどんどん通行してしまうという現状もあります。そこは何か周知できないのか。「止まれ」が優先で子供が渡れない状況というのは、何かちょっと違うのではないかなというふうに思いました。地域の意見、保護者の意見というのはなかなか通らないのか、交通事情もあると思いますが、そういうふうに思いましたので、やはり子供優先に、児童・生徒が安全に登校でき

るような道路整備環境を整えてほしいなと思っております。

また、グリーンベルトの整備というのは全通学路では難しいかと思いますが、現状どうなのかと思いましたので、教えてください。

○児童・生徒防犯安全対策室長

グリーンベルトについては、通学路になれば要望があれば塗ることができると思いますが、道路の幅によって、その対策ができる幅とできない幅があると道路部のほうから聞いておりますので、道路の道幅、幅員を確認してからの対応になるかと思っております。

○原野委員

ありがとうございます。でも、車を運転するほうもちゃんとそれを認識しないとやっぱり駄目なのではないか。だんだん目が慣れてきて、グリーンベルトのほうに車が入り込んでくるという場合もあるかと思っておりますので、本当に整備してほしいなというふうに思います。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。ほかにはよろしいですか。

先日、船橋市の児童・生徒防犯対策連絡協議会でも話題に上がりましたが、これは大人として大変恥ずかしいことでありますけれども、やはり警察の方の目があるとドライバーも引き締まって運転するところもあると思っておりますので、大変お忙しい時間帯ではあると思っておりますが、何とかその辺りパトロールの時間等を調整していただいて、子供たちの安全を確保できればと思っております。そんなことをお願いしまして、この件については結ばせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、報告（２）のほうの「ひきこもり家族教室について」に移りたいと思っております。地域福祉課よりご説明をお願いいたします。

ごめんなさい、失礼しました。議題（２）「スクールガードの人数及びスクールガードリーダーの現状について」となります。大変失礼しました。保健体育課よりご説明をお願いいたします。

○児童・生徒防犯安全対策室

児童・生徒防犯安全対策室の山下です。引き続き、よろしくお願いいたします。

最初に、スクールガードリーダーの現状と役割についてご説明をいたします。資料は１ページからとなります。

スクールガードリーダーは、学校や通学路を巡回し、学校や児童・生徒、保護者や地域の学校ボランティアへ安全に関する取組について助言などを行う教育委員会が委嘱した方のことです。児童・生徒の安全を確保するため、学校、家庭、地域が連携し、地域ぐるみで子供の安全を守る体制づくりを進めてまいりたいとの考えから、教育委員会では平成 17 年度からスクールガードリーダー制度の実施を始めました。警察 OB や教職員 OB の協力を得ながら、通学路の危険箇所の確認と改善指導、学校における安全体制に関してなど、児童・生徒、教職員、保護者、地域の方々への助言などの取組を行ってまいりました。

突発的な対応として、船橋市情報メールにおいて、子供に関する不審者情報が担当する学

校の区域であれば、現地周辺へ赴き、スクールガードと連携を図りながら防犯活動を行っています。昨年の5月、夏見台において発生した立て籠もり事件の際には、現地にて近隣の状況や下校ルートに影響がないかなど、学校や教育委員会と情報共有を行い、対応を行ったなどの事例があります。

また、教育委員会において、毎月スクールガードリーダーの研修を開催しております。この研修会では、教育委員会から不審者や防犯対策などの情報提供を行い、スクールガードリーダーからも、担当地域における不審者対応や防犯活動の近況など情報交換を行い、防犯体制の強化を目指しております。

また、次のページ、2ページになりますが、スクールガードリーダーとして活動していただく方も増員して対応しております。これからも地域における防犯活動については、地域ぐるみで子供の安全を守る体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

続いて、スクールガードの人数及び現状についてご説明いたします。議題（2）として、登録者数を3ページに掲載しております。令和3年度第3回のこちらの会議でも、議題の一つとしてスクールガード制度の現状と課題についてご説明させていただきました。今回も重なる部分はありますが、ご説明をさせていただきます。

スクールガードの登録者数の減少についてですが、減少の理由として高齢化も原因の一つでありましたが、コロナ禍による影響は大きなもので、こちらに記載をしておりますが、令和元年度末の登録者数は5,472人で、令和2年度から徐々に減少を始め、令和3年度末では3,830人と、令和元年度と比較して1,642人減少いたしました。登録者数を増やす取組として、「広報ふなばし」や「ちいき新聞」へ募集記事の掲載、募集リーフレットやホームページの改善などを実施しました。

また、高齢化のこともありましたので、教育委員会では保護者を中心に募集を行い、協力をいただけるよう学校を通じて呼びかけを行いました。徐々にではありますが登録者数も増えてきており、令和5年度末では4,555人、令和6年度末では4,733人、令和7年12月末現在で登録者数は4,751人となっております。引き続き、児童・生徒が安心して安全に通学できるよう登録のご協力をお願いしてまいります。

また、昨年のこの会議において、担い手不足を感じているとのご意見をいただきました。なり手不足とか担い手不足といったご意見は教育委員会にも届いております。この担い手不足について、学校ではいろいろと工夫をしながら対応策に取り組んでいます。

何校かの例を申し上げますと、保護者と学校で現状に対する課題について、それぞれの立場で話し合い、校外活動を通じて保護者も見守り活動を行っている学校、児童が地域の安全について取り組んだ学習内容を保護者や地域の方に参観してもらい、地域全体で児童の安全を見守っていただくという体制づくりを行っている学校、地域の方へ学校行事への参加を呼びかけ、保護者と地域の方々の関係が深まるよう、学校に来やすいような雰囲気づくりから始めた学校、保護者や児童から地域の方々への日々の活動に感謝を伝える取組を見直している学校など、いろいろ苦慮をしながらもこつこつと様々な対策を行っています。年に数

回開催される学校運営協議会やスクールガード連絡調整会議などを活用していただき、学校、保護者、地域の方々と現状を話し合う機会を増やすのもよいかと思えます。私どもも学校も担い手不足は新たな課題として捉えております。今後も学校と協力し、各小学校の実情などを踏まえながら対策を考えてまいりたいと思えます。

説明は以上となります。

○議長（丹羽会長）

ご丁寧なご説明と、また様々な対策を取っていただきまして、ありがとうございます。委員の皆様からご質問、ご意見等を承りたいと思えます。どなたかございませんでしょうか。

お願いいたします。

○早川委員

たびたび申し訳ありません。自治会連合協議会の早川です。

スクールガードリーダーの方、4校から5校をご担当になっている方が多いかと思うのですが、週に何回も巡回をしていただいて、いろいろとご連絡事項をいただきながらやっていただいております。本当にありがたいなと思っております。

先ほどお話のあったスクールガードの調整会議あるいは学校運営協議会、よく出てくるのがご報告のあった不審者情報の関連です。子供たちの目線で見ると、写真を撮るぞとか、肩を触られたとか、やたらに声をかけられたとか、下半身露出がいたという不審者情報をもとにいろいろと情報交換をするのですが、実は現場で私たち見ていると、子供の目から見ると不審者なのかもしれないけど、我々から見ると決して不審者ではない感じの人、ひとり言を言いながら、大きな声を出しながら歩いてくる方もいらっしゃいます。前はよく女の子なんか来るとやたらに声をかけていて、私どもはよく「声かけやめようね」というような感じでお話をすると、「うん、分かった」と。この方は支援学級に通っていた方で、毎朝会って、最近はとてもよく挨拶をするようになりまして、少し落ち着いてきていただいているかなと、このような感じで見っております。

調整会議なんかでもよく出て、警察の方にも伺いましたが、こういう不審者の検挙率ってほとんど伺っていないんですね。というのは、子供が家に帰ってから報告をして、それから親が学校や警察に連絡をする、あるいは学校に行ってから先生方にこんなのがいたよという話をすると、そこから警察に連絡が行ったりするということ考えていくと、不審者と言いつつも捕まったケースをあまり伺わない。まあこれもやむを得ないのかなと。そういうタイムラグの中でやるので本当にご苦労なことだと思うのですが、先ほどちょっと丹羽会長からお話がありましたように、制服の威力ってすごいんです。やっぱり制服の方がいていただくだけで、そういう方も静かに通ってってしまうというような傾向がありますので、ぜひこれからもお力添えいただければと思えます。

それと、もう一点、スクールガードの担い手不足がここにも挙がっておりますけれども、現実の問題として、高齢化だけではなくて、保護者の方の何となく学校離れというのか、PTAも解散をして、交代でこれまで出ていたスクールガードが一人もいなくなって、あとは地元

のじいちゃん、ばあちゃんだけというような状況が結構多いです。

それと、4,700人以上の方が登録はしていただいておりますけれども、実態調査は多分されていらないと思いますが、ゴーストメンバーの方がすごく多いんです。町会・自治会に学校のほうから依頼されて、「スクールガードお願いしますね」と言って役員会を含めていろいろ調整すると、「学校から言われたから少し出さなきゃいけないよね」みたいな感じで、10～20人登録はするけれども、出てきていただける方というのは滅多にいません。これが実態です。

ですから、ここで統計だけ見て、こんなに多くの人たちがやっただけでいるんだと。これは本当にありがたいです。ほとんどの方がやっただけでいると思うのですが、そういう方がいらっしゃることも、ぜひ当局としてはご理解いただいたほうがいいかなと。学校のほうともその辺のところの調整をお願いできればと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。貴重なご意見ありがとうございます。

そのほかに、この件についてご質問、ご意見等ありませんでしょうか。お願いします。

○原野委員

私もスクールガードを週に2回させていただいて、子供たちの元気な挨拶で寒さも吹き飛ばすような感じで頑張っております。

スクールガードリーダーさんは、今現状13名ということですが、そうすると大体4校から5校の担当かと思います。時々、朝、緑のジャケットを着て帽子をかぶって自転車で挨拶してくださるスクールガードリーダーさんもいらっしゃるのですが、基本はどのような、週何回回らなければいけないとか、そういった決まりとかがあるのでしょうか。

○児童・生徒防犯安全対策室長

基本、1つの小学校当たりについては、年80時間程度の見守りをしてくださいと。それを各リーダーさんが週割りとか月割りで回ってくれているものというふうになっています。

○原野委員

1校80時間ですか。

○児童・生徒防犯安全対策室長

そうです。

○原野委員

ありがたいです。ありがとうございます。

○議長（丹羽会長）

よろしいでしょうか。ほかにはありませんか。

PTAの活動縮小等もあって各学校での対策は本当に大変かと思いますが、やはりお気持ちのある保護者の中では、PTAはないけれども、何とか子供たちのために活動しようというような動きもあるようですので、そういったことを大切にしていきたいと思います。

先ほど早川委員からもありましたけれども、不審者情報については、不審者の被害に遭ってからその報告までのタイムラグが検挙率に関わるということで、先日も船橋市児童・生徒防犯対策連絡協議会のほうでも船橋警察の方からご指導がありましたけれども、やはり遠慮なく110番して、そこに警察官が駆けつけて確認できるような、先ほど早川委員からあった子供が家に帰ってからの報告ではちょっと遅くて、なかなか検挙に結びつかないというところもありましたので、もし周りで不審者に遭ったら、すぐ警察に連絡するような形をとってほしいということをお伝えいただきたいと思います。スクールガードの方にお聞きすると、雨の日も風の日も、暑くても寒くても立っていただいて、本当にありがとうございます。

それでは、この点では皆さんのご意見よろしいということで、次へ進めさせていただきたいと思います。先ほどは間違えて失礼しました。

それでは、報告の(1)「ひきこもり家族教室」に移りたいと思います。地域福祉課よりご説明をお願いいたします。

○地域福祉課長

皆さん、こんにちは。地域福祉課長の忍足でございます。いつも大変お世話になっております。地域福祉課からは、ひきこもり家族教室についてご報告させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

お手元の資料の5ページからとなります。報告1-1「船橋市におけるひきこもり支援について」と、報告1-2「第2回ひきこもり家族教室」のチラシをご覧ください。

まず、5ページからとなります。本市では、ひきこもり支援に関連する部署や機関をメンバーとして、令和4年度に「船橋市ひきこもり支援プラットフォーム」を設置して、ひきこもり支援に取り組んでまいりました。ひきこもりに関する様々な窓口の連絡先のチラシを2年ほど前に作成しまして、その際にもご報告をさせていただいたところです。そして、今年度から新たに「ひきこもり家族教室」というものを開催しております。

ひきこもり家族教室は、ご家族がひきこもり状態にあることで悩んでいる方を対象に、ひきこもりについての基礎的な知識や関わり方を学び、家族同士が悩みを共有し合い、不安な気持ちを解消することを目的として、千葉県ひきこもり地域支援センターと連携して開催しております。

対象者は、ご家族がひきこもり状態にあることで悩んでいる市内在住者で、広報ふなばしや市のホームページ、民生委員等へのチラシの配布により周知をしております。

開催の実績といたしましては、令和7年9月9日に第1回ひきこもり家族教室を開催いたしました。16名の方にご参加いただきましたが、参加者やお子さんの年代、お子さんのひきこもり歴については、報告1-1の資料の5ページの下段から6ページの上段のとおりとなります。幅広い世代の方々にご参加いただきましたが、交流会の際には活発に意見交換がなされている様子が見受けられました。

参加者からの意見としましては、「最近落ち込んでいたため、皆さんの苦勞している話を聞いて、人それぞれいろいろあるのだと参考になった」など、資料に掲載している以外にも

多くのご意見や感想をいただきました。この意見につきましては、今後ひきこもり家族教室を運営していく上で参考にしていきたいと考えております。

今後の開催予定といたしましては、来月2月19日に第1回と同じ内容で第2回ひきこもり家族教室を開催する予定です。令和8年度は、引き続き千葉県ひきこもり地域支援センターとご協力いただきながら、千葉県で開催しているひきこもり家族教室に倣って全6回のプログラムで隔月で開催する予定です。今年度から新たに始めた事業であるため、手探りで進めていることも多くございますが、ひきこもりの支援につながっておらず悩んでいる方が、支援につながるきっかけとなるような教室にしていけたらというふうに考えております。

地域福祉課からの報告は以上でございます。ありがとうございました。

○議長（丹羽会長）

ご説明ありがとうございました。

ただいま地域福祉課からご報告いただきました。委員の皆様からご質問、ご意見等を承りたいと思います。どなたかございませんでしょうか。

○本庄委員

ふなばし地域若者サポートステーションの本庄と申します。よろしく願いいたします。

これまでの経緯の中にも、ふなばし地域若者サポートステーションは入っておりまして、サポートステーションでは若者の就労ということで支援を行っております。親御さんのご相談で、「うちの子がひきこもっているんです」というご相談が多くなっています。脱ひきこもりの一歩目というのがサポートステーションになってきていますので、実際におうちにずっといられる方の直接の支援というのはなかなかできないでおります。ですので、こういう家族教室ですとか、この辺りを有効に使っていただいて、皆様がいい方向に進めたらよろしいかなと思っております。ありがとうございます。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。ほかにご意見等は大丈夫でしょうか。

お願いいたします。

○原野委員

たびたびすみません。PTA 連合会の原野でございます。

そもそもですが、「ひきこもり」の定義というものはあるのでしょうか。

○地域福祉課長

ご質問ありがとうございます。「ひきこもり」の定義というのはいろいろあるので、どれというふうには言えないのですが、必ずしも家から一歩も出ないわけではなくて、例えば夜コンビニには行けるけど、ほかの人との関わりができないとか、そういった方たちも広い意味ではひきこもりになっています。あとは、PTA さんだと不登校の方のことも思い描くと思うのですが、不登校の方が全部ひきこもりになるわけではなくて、その中でまた一部の方がひきこもりになられているというような状況もあると思います。

先ほどもご説明させていただきましたが、親御さんの年代とかお子さんの年代とか制限を

かけずに募集したところ、本当に様々な方がいらしていただいたということで、いろんな方が悩んでいらっしゃるという状況だと思います。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

よろしいですか。

○原野委員

はい。ありがとうございます。

○議長（丹羽会長）

そのほかには大丈夫でしょうか。

たまたま補導委員連絡協議会が 50 周年を迎えるということで、昔の資料等を読み返したら、青少年センターのほうで登校拒否生徒治療キャンプというのが昭和 57 年(1982 年)に始まりまして、今は一宮ふれあいキャンプという形で、そうした不登校の児童たちの対策をしていただいております。実に 43 年間です。先ほど参加者からのご意見で、同じ悩みを持つ人に相談したいというご意見がありましたけど、昔からこういったことは、数は増えましたがけれども、我々の悩みの中にあるのだと思います。ですので、こうした皆さんで家族のサポートをしていただいて、少しでも心の安心と、お子さんや対象者の方の社会参加につながるよう活動していただけたらと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

続きまして、報告（2）の「船橋市児童相談所及びこども家庭センターの設置について」になります。よろしく願いいたします。

○児童相談所開設準備課長

児童相談所開設準備課長の横山と申します。よろしく願いいたします。

令和 8 年 7 月に児童相談所が開設されるということで、その現状等を報告させていただきたいと思っております。着座にて失礼いたします。

資料は、9 ページ、報告 2 でございます。「市児童相談所及びこども家庭センターの設置について」、上から順に説明をまいります。

児童相談所の設置でございます。船橋市では、「船橋の全ての子供たちの安全で安心な生活を守り、健やかな成長と発達を切れ目なく支援する拠点」として、市児童相談所開設に向けた取組を進めております。

主な経緯と進捗状況でございます。令和 3 年 4 月に整備地及び敷地面積を決定いたしました。その後、様々な過程を経まして、今現在、令和 8 年 3 月に建物のほうが竣工予定ということでやってございます。令和 8 年 7 月に開設予定というところでございます。

2、現在の状況と今後の予定でございます。施設整備につきまして、令和 6 年 7 月に建設工事に着手し、令和 7 年 3 月に基礎工事が完了、10 月に地上躯体工事が完了いたしまして、現在は内装工事の最終段階というところで工事をしているところです。また、再生可能エネルギー活用を図るために建物屋上の一部に太陽光発電設備を設置するというので、今現在

設置を進めてございます。竣工は令和8年3月末を予定しており、4月から3か月間の開設準備期間を経て、計画どおり令和8年7月の開設を予定しているところです。

続きまして、人材確保・育成でございます。児童相談所に必要な職員は多岐・多数にわたることから、総務部と協議の上、開設までの計画的な配置（採用）を進めるとともに、職員を他自治体児童相談所に派遣し、実務を学んでもらうなどの育成を図っているところです。現在のところ予定どおりの職員配置ができる見込みというところです。また、常勤職員として、令和7年10月に弁護士及び精神科医を令和8年4月に配置する予定であります。

システム構築です。児童相談所の開設に向け、相談記録作成など児童相談所業務に係るシステムを令和6年度に導入いたしまして、令和7年3月から家庭児童相談室にて使用しているところです。

次のページに移りまして、当該システムは、児童の相談記録を記録できる基本的な機能に加えまして、持ち運び可能な端末（iPad）で運用することができ、外出先から記録の作成や閲覧が可能となります。また、チャット機能を用いまして外出先から写真等の状況証拠を管理職等と共有することができることから、迅速かつ正確に報告・相談を行え、適切な判断・指示が可能になっております。現在は児童相談所の開設に向けまして、里親や一時保護所に関わる業務など、独自の児童相談システムの機能拡充を行っているところでございます。

続きまして、里親等啓発でございます。一時保護所や入所施設に代わって児童の社会的養護を担っていただく里親を確保するため、令和5年度より市独自で里親説明会を実施しております。令和7年度は説明会のほか、新たに商業施設にて里親制度普及啓発を目的としたイベントの実施や、市ホームページ等に掲載する里親制度普及啓発用の動画を作成しております。この動画は、実際に活動している里親の方や里子として育った方のインタビューをメインに、里親制度について分かりやすく説明してございます。後ほどお時間がある場合は、下の二次元コードでYouTubeに移動できますので、ご覧いただけたらと思います。

では、ページが変わりまして、児童相談所整備の概要でございます。建設地につきましては、船橋市若松2丁目3番61号、下の周辺図のほうをご覧くださいまして、上が南船橋駅でございます。南船橋駅から徒歩約6分のところに設置をいたします。敷地面積が3,086.21平方メートル、構造規模は、鉄筋コンクリート造、地上3階、延べ面積3,615.61平方メートル。一時保護所定員は32名というところでございます。

下の図はイメージ図ということで、正面からの鳥瞰図。めくっていただきまして、次の写真ですが、航空写真のほうは1月14日に撮影いたしました進捗状況の写真でございます。建物は基本的にできておりまして、3階のちょっと小さく飛び出したところが体育館でございます。上の航空写真の右側、北東のほうになるかと思いますが、そちらが正面玄関になりまして、その下の写真のほうは正面の写真でございます。

では、次のページ、13ページをご覧ください。こちらにつきましては、「こども家庭センターの設置」ということでご説明させていただきます。

こども家庭センターですけれども、母子保健に関する各種の相談に応じる「子育て世代包

括支援センター」、船橋市でいうとかつての「ふなここ」ですけれども、それと児童及び妊産婦の福祉に関し相談指導などの必要な支援を行う「市区町村子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室）」が有してきた機能を引き続き活かしながら、一体的な組織としてポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪とした子育て家庭に対する相談支援を実施する機関といたしまして、改正法にて新たに位置づけられた相談支援機関となります。

本市のこども家庭センターでは、上記の機能に加えまして、現在こども家庭支援課で行っておりますヤングケアラー相談、ひとり親家庭相談、女性相談等のこども子育てに関する各種相談支援機能を有する相談機関として設置を予定してございます。令和8年4月1日、市役所本庁舎内に開設を予定してございます。

2番といたしまして、児童相談所との役割分担でございます。児童相談所が7月にできた以降の話となりますけれども、市の児童相談所では、虐待相談に対する対応・支援を中心にを行います。また、虐待以外の理由による一時保護や措置入所、里親委託等の権限行使を伴うケースや、家庭裁判所からの送致等を含めた非行相談や療育手帳判定等の障害相談などを担当いたします。

こども家庭センターのほうでは、子供や保護者に対する寄り添い伴走型の支援が必要なケースを中心に担当いたします。虐待以外の養護相談や性格行動相談、育児相談等のポピュレーションからハイリスクまで幅広い相談に対応し、虐待の未然防止の推進を図ることを想定しております。

なお、こども家庭センターで対応・支援を進める中で状況が変わっていくケース等につきましては、逐一市児童相談所と情報を共有いたしまして、共通の支援方針に基づき対応するほか、一時保護等の権限行使や児童相談所による援助や診断が必要になった場合には、速やかに市児童相談所にケースを引き継ぐなど、切れ目のないシームレスな連携を行ってまいります。

次のページは、今ご説明させていただいたところのイメージ図というところで、児童相談所とこども家庭センター、重なるところもございまして、引き継ぎながら取りこぼしのないよう対応してまいりたいと思っております。

児童相談所開設準備課からは以上となります。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。

ただいま児童相談所開設準備課からご報告いただきました。委員の皆様からご質問、ご意見を承りたいと思います。どなたかございませんでしょうか。

○小出委員

ご説明ありがとうございます。社会福祉協議会の小出です。

市単独の児相ということで、市民の方もかなり注目しているのではないかと考えております。また、児相の位置づけからするとかなり専門的なものですので、なかなか個人が何かできるということはないかもしれませんが、この開設に当たりまして、例えば社協ですと地区

社協とか持っていますので、そういったところに何かPRしてほしいですとか、こういった協力をしてほしいとか、開設に向けて、また開設後でもいいのですが、何かこういったことで協力体制を築いていきたいとか、そういったことがあればお聞かせいただければと思います。

○児童相談所開設準備課長

児童相談所を新たに設置するというので、今後、児童の安全を守っていくという状況でございます。そうした中で、社協等だけではないのですが、虐待等が疑われる場合に、いかに児童相談所につなげるかというのが重要になってくると考えております。ですので、今後順を追ってですけれども、啓発ということで、どういった場合に通報してほしいとか、そういったことにつきまして周知をしてまいりたいと思っておりますので、そういった面におきましてご協力いただけたらと考えてございます。

○小出委員

ありがとうございました。

○議長（丹羽会長）

そのほかに、どなたか。どうぞ、お願いいたします。

○戸松委員

説明のほう、ありがとうございました。船橋地区保護司会でございます。令和8年7月から開設ということで予定されておりますが、我々としましてもいろんな協力関係も敷けるのではないかと考えておりますので、施設の視察もしくは見学といいますか、そのような形を取っていただける時間がありますでしょうかというご質問でございます。よろしく願います。

○児童相談所開設準備課長

タイミングといたしましては、開設前にできるかどうか、または、開設後につきましても機会が設けられるかと思っておりますので、その辺は調整をさせていただきまして対応させていただければと思います。機会はつくれるかと思っておりますので、よろしく願います。

○戸松委員

ありがとうございます。ご面倒にならないようにお時間をいただければと思っておりますので、よろしく願います。ありがとうございます。

○議長（丹羽会長）

よろしいでしょうか。

お願いいたします。

○早川委員

この児童相談所、いろいろご苦勞をかけてようやく開設にこぎつけたという、本当によかったなと思います。

市民の立場ということなので申し上げておくと、多分、中核都市では日本で初めてこういう施設ができるのかなと思っておりますが、これまでと何が違うのか。こういうことができますよ、今まで移送で他に移さなければいけなかったこともここで全部完結できるんですとか、そう

いったもっと具体的な内容を PR していただくと、もっともっと認知度が上がるのかなと思いますので、ぜひその辺をご検討いただければと思います。

○児童相談所開設準備課長

まず、来年開設前に「広報ふなばし」で大きく取り上げて周知させていただきたいと考えております。児童相談所は県内の中核市では初めてという形でございますので、新たにできることというのは、これまでも市川に県の児童相談所がございましたが、市が持つということで、例えば今まで家庭児童相談室で児童の虐待までに至らない部分とかを市で扱ってございましたけれども、そういったところと連携が強くなることができるようになりましたので、今後につきましては、そういったアピール等をさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（丹羽会長）

そのほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、私のほうから少しだけお話しさせていただきたいのですけれども、先日、青少年センター運営協議会があったときに、県の市川児童相談所の方がお見えになっていたのですが、やはり今までと違って、私は県の間人だけども、市の中で小さい頃からずっと同じ担当部署が引き続きそのお子さんたちを見ていただけるということ、いわゆるシームレスと言うんですか、つながったまま子供をサポートできるということをおっしゃっていました。なるほどそういったメリットがあるんだなということを受け取らせていただきました。

それから、もう一つ、釈迦に説法で申し訳ないのですが、iPad で持ち運び可能ということがありました。万一の盗難とか紛失とかがあると思うのです。その中でパスコードがあれば、私も便利で使っているものですから、設定の中では 10 回間違えると全部中のものが消えてしまうとか、あるいは、ペアリングした端末であれば即座にそのものを消すという機能があると思いますので、そんなことを万全にさせていただいて、ちょっとありがちな、端末にパスワードを貼ってしまうなんてこともありますけれども、決してそんなことがないように進めさせていただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、こちらのほう締めさせていただきたいと思います。

続きまして、報告の（3）「船橋市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金について」です。市民安全推進課よりご説明をお願いいたします。

○市民安全推進課長

こんにちは。いつもお世話になっております。市役所の市民安全推進課でございます。本日は貴重な時間を頂戴いたしまして誠にありがとうございます。着座にて失礼いたします。

本日は2つの事業についてご報告させていただきます。1つ目の自転車乗車用ヘルメットの購入費補助事業につきましては、昨年の6月に開催されました今年度の第1回の協議会において報告させていただきましたが、事業内容の一部に変更が生じたため、その変更内容についてのご報告となります。

そして、2つ目でございますけれども、自転車の違反に導入される青切符制度でございま

す。この制度につきましては、今年の4月1日に導入されることになってございます。取締りの対象年齢は16歳以上とされておりまして、高校生も取締りの対象となります。両警察署との調整により、この制度につきましても当課よりご報告させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○市民安全推進課安全推進係長

市民安全推進課安全推進係長の白戸と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

お手元の資料、報告3をご覧ください。自転車乗車用ヘルメット購入費補助事業についてご説明させていただきます。先ほど当課の課長からもお伝えさせていただきましたが、昨年度に引き続きまして事業を継続実施することにつきまして、今年度の第1回協議会においてご報告をさせていただきました。自転車に乗車する際にヘルメットを着用していただき交通事故による被害を軽減するために、ヘルメット1つの購入につきまして2,000円を補助するという事業内容でございますが、これにつきまして2点変更がございます。

まず1点目は、申請期日でございます。令和8年2月20日までとしてございましたが、3月31日までに変更いたします。

理由といたしましては2点ございまして、1つ目は、さらなるヘルメット着用率の向上でございます。警察庁が公表しております令和7年6月のヘルメット着用率調査においては、全国の平均が21.2%に対しまして、千葉県は7.9%と全国ワースト4位でございました。さらに千葉県が公表しております令和7年の4月から6月の県内ヘルメット着用率調査における船橋市の3か月の平均着用率は4.0%と、県全体の平均着用率6.4%を下回っているという状況でございますので、さらなる着用率の向上を図るものでございます。

2つ目は、新年度を迎えるに当たりまして、年度末にヘルメットを購入された方が補助事業の対象にならないということから、その不公平感の解消を図るものでございます。

以上2つの理由から、申請期日を3月31日までに変更いたしました。

また、補助事業の変更点の2点目でございます。申請の受付窓口の場所を変更いたしました。資料の裏面、左下をご覧ください。昨年12月26日までは、受付窓口は市役所の別館1階にございましたが、今月5日から同じく別館の2階へ移転いたしました。

以上2点が、自転車乗車用ヘルメット購入費補助事業の変更点でございます。

ご報告は以上でございます。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

ただいま市民安全推進課からご報告いただきました。今、申請期間の変更がありましたけれども、年度末ということに重ねて、たしか協議会の中では、高校生が入試で行き先が決まって自転車通学が決まったのに、購入の補助を受けることができないというような意見もありましたので、本当にこの辺り改善していただいてありがたく思っております。

この点につきまして、ご意見、ご質問ある方がいらっしゃいますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○岩井委員

ありがとうございます。去年のここの会議で、切れ目なく補助が受けられるようにということをお話しさせていただいておりましたので、早速3月31日まで期間延長されたというのは本当によかったなと思います。

船橋市が4.0%って本当に遅れているんですね。こういう状況をもっと市民にちゃんと知らせなければいけないなと思いました。ありがとうございました。

○議長（丹羽会長）

いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告の（4）です。「令和8年4月1日から導入される自転車に対する青切符について」です。市民安全推進課にご説明をお願いいたします。

○市民安全推進課安全推進係長

続きまして、報告（4）「令和8年4月1日から導入される自転車に対する青切符について」、ご報告いたします。お手元の三つ折りのリーフレットをご覧ください。青のこちらになります。

近年、自転車を取り巻く交通事故の情勢が厳しく、その原因といたしまして、自転車側の法令違反が認められる場合が多いということから、交通ルールの遵守を図るために、16歳以上の方を対象に、自転車の一定の交通違反に対しまして、交通反則通告制度、いわゆる青切符制度が導入されます。これまで同様に、重大な違反や事故を起こしたときなどは、検挙後に刑事手続の対象となりますが、4月1日以降は、青切符の対象となる違反行為を行った場合、検挙後に反則金を納付することで、この刑事手続に移行しないというものでございます。

では、具体的にどのような違反が青切符の対象となるのかにつきましては、リーフレットを開いていただきまして、内側の中央部分、大きく「こんな違反は青切符です!!」と書かれていますこちらの部分、中央の2ページ分をご覧ください。反則行為の一例をイラスト付きで例示してございます。携帯電話を保持しながらの運転や、一時不停止、イヤホンの使用、並んで走行する並進など、違反ごとに反則金の額にも違いがございます。これら反則行為と反則金の額につきましては、詳細を裏面の右から2ページ目の水色の表、ちょっと小さいのですが、こちらになります。水色の表の部分でございます。こちらをご確認いただければと思います。

「令和8年4月1日から導入される自転車に対する青切符について」のご報告は、簡単ではございますが以上となります。ありがとうございました。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

それでは、この点について、ご意見、ご質問等を承りたいと思いますが、どなたかございませんでしょうか。お願いします。

○加瀬委員

青少年センターの加瀬です。

この資料は各町会・自治会に個別に配布するという計画はございませんでしょうか。

○市民安全推進課長

町会・自治会の皆様への配布につきましては、本日、早川委員もいらっしゃるところではございますけれども、今後いろいろ調整をさせていただいた後、戸数全部というわけにはいきませんが、なるべく必要部数について対応したいと考えているところでございます。

○加瀬委員

ありがとうございます。さもないと、広報でここにあるような「こんな違反は青切符です!!」という、もう少し分かりやすい、年寄りが見ても分かるような方法で周知をお願いできれば。

私、一番危惧しているのが歩道の通行なんです。今日は警察の方がいらっしゃいますけれども、地域によっては歩道の幅だけでも2メートル以上あるような道路もあると思いますが、例えば、その歩道が100メートルも200メートルも長さがある、そこに人が誰もいないときに自転車で渡ったら、これも違反ですか。これについては、現場のおまわりさんがいるので非常に言いにくいのですが、おまわりさんの判断でどうにでもなるのかなという気もしないでもないで、その辺のことも含めてもう少し市民に、こういうことがあると知らない人も結構いるし、内容をもう少し分かるように広報できる方法をご検討いただければありがたいかなと思います。

○市民安全推進課長

ご提案ありがとうございます。ご提案の中にありました「広報ふなばし」をはじめ、市のホームページや各種SNSなども通じて、市民の皆様にあらゆる機会を通じてこの件についてはご案内しようということで、現在も取り組んでいるところでございますけれども、引き続き、取組を加速させていただきます。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。ほかにはよろしいですか。

歩道の通過等につきましては、年齢に応じて若干免除される部分があったような気がしますが、その辺りの記載というのはどちらかにあるのでしょうか。

○市民安全推進課長

本日、皆様方に配布させていただいた資料につきましては、タイトルにもありますとおり、4月1日からの青切符制度を紹介するためのものでございます。今、会長からお話いただきました年齢除外、たしか13歳未満、70歳以上、これについてはもう従前の法で規定されてございますので、本日配付したこの資料には記載はしておりません。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

ちょっとあまり耳にはいけないことだったのかもしれませんが、この青切符制度が始まる際に、「今まで生活してきた中で、どこで違反を指摘されたんだ。そんなことは一度も耳にしたことがないので、耳にしたこともないことを取り締まるというのはどうい

ことなんだ」ということをおっしゃる方もいらっしゃいましたけれども、こういったことを市の中で周知徹底していただければ、そういった意見等もなく皆様安全に自転車を利用していただけたと思いますので、まずは、ヘルメット購入費補助金をいただいた方には、ぜひこれをご一読いただくような形をとっていただければいかがかなと思っております。

この件につきましては、そのほかにございませんでしょうか。お願いいたします。

○原野委員

電動キックボードとかモペット、自転車にエンジンがついたようなものを乗っている方が結構見受けられますが、それは自転車とはまた違う交通安全になるのでしょうか。知識不足ですみません。

○議長（丹羽会長）

モペットは原動機付自転車と同じなので、あれはもう存在してはいけないものなんですね。本来であればナンバーをちゃんと取って方向指示器等をつけて乗るものなので、あれは完全なる法律違反で、インターネット等で簡単に手に入ってしまうので、それを勘違いなさって乗っていらっしゃる方もいらっしゃいますけれども、あれはもう完全に法令違反というか、存在してはいけないものだと思います。

どうですか、補足があればと思いますが。

○市民安全推進課長

ただいまのご意見の中にありましたものを含めて、いわゆる小型モビリティと呼ばれているものでございますけれども、その中には、今、会長からもご紹介いただいたような違法性の高いものが現在流通しているということも把握してございます。いずれにいたしましても、自転車なのか原動機付自転車なのか、どちらかに分類されることによって、自転車に分類されれば今日ご紹介したような青切符制度の対象になるというものでございます。

○原野委員

ありがとうございます。

○議長（丹羽会長）

レンタルとかにある電動キックボードとは、また種類が違うと思いますけれども。

そのほかにはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次に進めさせていただきたいと思います。次回のこの会議に係る議題について、委員、幹事の皆様よりご意見等ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。随時、青少年課のほうで承りますので、何か次回に関する議題等ありましたらお寄せいただければと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局からお願いいたします。

○事務局

事務局でございます。次回の令和8年度第1回青少年問題協議会の開催は、令和8年7月30日（木曜日）、午後2時から市役所6階、602会議室を予定しております。詳細につきましては、改めて通知のほうをさせていただきます。

また、次回の会議前に青少年問題協議会の任期満了の委員の皆様がいらっしゃいます。ご多忙の中、青少年問題協議会にご尽力をいただきお力添えいただきましたこと、深く感謝申し上げます。この場を借りてお礼を申し上げます。ありがとうございました。新しい委員推薦において各団体様へご協力をお願いすることとなります。引き続きご協力をお願いいたします。

○事務局

それでは、事務連絡2点ございます。

1点目、例年第1回青少年問題協議会にて配付しております冊子作成のため、関係各所に青少年関係事業の実績報告と実施計画の作成を依頼しております。今年度につきましても3月頃にご依頼申し上げます。ご協力のほどお願いいたします。

最後に、駐車券の押印が必要な方は事務局までお声かけください。

事務局からは以上です。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和7年度第3回船橋市青少年問題協議会を閉会いたします。本当に皆様ご協力ありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。お気をつけてお帰りください。